# 令和3年度第1回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

## 1 開催日時等

開催日時 令和3年6月3日(木)14時56分~15時54分 開催場所 ザ グランドパレス3階グランドルーム

## 2 出席者

(公益委員)関口委員 段野委員 佐野委員 撫養委員 端村委員 (労側委員)川口委員 山本委員 三木委員 賀川委員 恵島委員 (使側委員)平島委員 中村委員 天野委員 小林委員 藍原委員

#### 3 議題

- (1) 会長、会長代理の選出
- (2)「あり方検討小委員会」の設置について
- (3) 令和3年度の審議日程について
- (4) 実地視察について
- (5) その他

#### 4 議事

#### 事務局 (室長)

定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、ただ今から令和3年度第1回 徳島地方最低賃金審議会を開会します。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

私は、賃金室長の天満と申します。本年4月1日付けで着任しました。どうぞよろしくお願いいたします。

会長及び会長代理が選出されるまで、事務局で議事を進行させていただきます。 着座にて進行させていただきます。

お手元配付の資料、資料1に、令和3年度審議会委員名簿を付けております。

委員の皆様の辞令につきましては、公益代表委員の皆様には、すでに公益 委員会議でお渡ししているところですが、労・使代表委員の皆様につきまし ては、直接お渡しすべきところ、慣例によりまして、大変失礼ながらお手元 にお配りしておりますので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。 令和3年度、第53期徳島地方最低賃金審議会委員につきましては、公益2名 労側3名、使側2名の計7名の委員の方々が新たにご就任いただいております。 それでは、私から全委員をご紹介させていただきます。

まず、公益代表委員でございますが、事務局向かって左から、

徳島新聞社 生活文化部長

撫養 佳孝(むや よしたか)委員です。

徳島大学 総合科学部准教授

段野 聡子(だんの さとこ)委員です。

今年度から新しくご就任いただいています。

続きまして四国大学経営情報学部准教授

関口 寛(せきぐち ひろし)委員です。

徳島県社会保険労務士会顧問

佐野 美佐子(さの みさこ)委員です。

#### 弁護士

端村 亮(はしむら りょう)委員です。

新しくご就任いただいきました。

次に、労働者代表委員です。事務局向かって左、奥側から、

連合徳島副事務局長

川口 誠二(かわぐち せいじ)委員です。

新しくご就任いただきました。

連合徳島副事務局長

山本雅敏(やまもとまさとし)委員です。

全国一般徳島地方労働組合書記次長

三木 裕子(みき ゆうこ)委員です。

パナソニックエナジー労働組合執行委員長

賀川 健一(かがわ けんいち)委員です。

新しくご就任いただきました。

UAゼンセン徳島県支部次長

恵島 美奈江(えじま みなえ)委員です。

新しくご就任いただきました。

次に、使用者代表委員です。事務局向かって右、奥側から

徳島県経営者協会参与

平島 勇次(ひらじま ゆうじ)委員です。

新しくご就任いただきました。

社会福祉法人健祥会業務執行理事

中村 晃子(なかむら あきこ)委員です。

有限会社天野鉄工所取締役

天野 多栄子(あまの たえこ)委員です。

徳島県商工会連合会副会長

小林 通伸(こばやし みちのぶ)委員です。

株式会社ネオビエント代表取締役

藍原 理津子(あいはら りつこ)委員です。

新しくご就任いただきました。

続いて、事務局の紹介をさせていただきます。

伊藤徳島労働局長です。伊藤局長はこの4月の異動により着任しております。 松原労働基準部長です。

森賃金指導官です。

それでは、伊藤局長から挨拶を申し上げます。

## 伊藤局長

本年度第1回の徳島地方最低賃金審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、感謝申し上げます。また委員の皆様方におかれましては日頃から労働行政の運営につきまして格別のご理解、ご支援をいただいておりますことに、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

今年は第53期最低賃金審議会の1年目ということで15名中7名の委員の方々が新任となり、新しく審議にご参加いただけるということで、新たなご意見もいただけるものと思いますが、再任の委員の方々に置かれましても昨年に引き続き、最低賃金を取り巻く諸般の事情や徳島県の抱える問題等を勘案していただきながら慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。

さて、昨年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により中央最低 賃金審議会において目安が示されず、各委員の皆様のお立場上、背負うもの も大きいことから、大変難しい審議となったところであり、そのご決断に改 めて感謝申し上げたいと思います。 今年度におきましても昨年同様に新型コロナウイルス感染症が経済情勢に与える影響は大きく、簡単にはいかないことは重々承知しておりますが、 労使双方が納得し得る審議結果となるようご尽力いただければ幸いです。

本日の会議におきましては、第53期の会長、会長代理の選出等をお願いした後、 今年度の審議の進め方等につきまして忌憚のない意見を頂戴したいと思います。

私共事務局としましても、十分に審議を尽くしていただけますよう、円滑な審議会運営に努める所存でございますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

## 事務局 (室長)

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会 令第5条により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各 2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は 15 名の委員に出席いただいており、審議会が成立しておりますことをご 報告いたします。

本日の審議会では、会長、会長代理の選出、「あり方検討小委員会」の設置及び 委員の指名、今年度の審議予定、実地視察等についてご審議いただく予定としてお ります。

それでは、次第1の「会長及び会長代理の選出」に移ります。

会長及び会長代理は、最低賃金法第24条の規定により、公益委員の中から選出することになっております。

5月24日に開催されました公益委員会議におきまして、会長に関口委員、会長 代理に段野委員を、との推薦をいただいておりますが、そのように決定させていた だいてよろしいでしょうか。

## (異議なし)

ただ今、会長に関口委員、会長代理に段野委員を選出することで、皆様の同意をいただきましたので、これ以後の会議の進行は関口会長にお願いいたします。なお、お二人には恐れ入りますが就任のご挨拶をお願いしたいと存じます。

まず、関口会長お願いします。

#### 関口会長

ただいま会長を拝命いたしました、関口でございます。

ご承知のとおり昨年から続く新型コロナウイルスの感染状況により、国内では経済活動の停滞が続いております。特に観光業、飲食業を軸とする関連産業への経済的打撃はかつて経験したことのないものであり、徳島の地域経済においても例外ではありません。また、そのもとで低所得者層の生活の困窮ぶりについても深刻さを増していることが報道されています。こうした状況から、今年度の徳島の地方最低賃金の審議につきましては例年にも増して厳しい見解が予想されるところであります。委員の皆様におかれましてはそれぞれの立場から徳島の雇用と生活を守り、地域経済を再生させるための真摯な議論を尽くしていただきたいと思います。そして皆様の叡智の結集により、ぜひとも全会一致で徳島の将来に希望を見いだせる結論を採択できるようご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で、簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

## 事務局 (室長)

ありがとうございました。段野会長代理お願いします。

## 段野委員

こんにちは、段野でございます。今年度から徳島県地方最低賃金審議会委員に就任し、会長代理を拝命致しました。1年目でありますので、これから勉強し、会長を補佐しながらという形になりますけれども、全会一致できるよう努力してまいりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

#### 事務局(室長)

ありがとうございました。それでは、ここからは関口会長に会議の進行をお願い したいと思います。よろしくお願いします。

### 関口会長

それでは、審議会を進めてまいります。

最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は、私と、労側は川口委員、使側は平島委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

まずは、本日お配りしております資料に関して事務局から説明をお願いします。

## 事務局 (室長)

それでは、本日お配りしています資料について説明させていただきます。

資料9までは、後程の議題の中で触れさせていただきますので、ここでは省略させていただきます。

資料 10 は、昨年度改正されました徳島県最低賃金の周知用リーフレットとなります。

資料11は、昨年度の全国の地域別最低賃金の改定状況となります。

資料 12 は、徳島県最低賃金及び3つの特定最賃の平成18年度以降の改正の推移であり、年度毎の目安額、引き上げ額、未満率、影響率などを表示しています。

資料 13 は、平成 7 年以降の四国 4 県の地域別最低賃金の改正の推移を記載しています。一番下の欄が昨年の改正額であり、徳島県は 0.38%の引き上げ率で 796円となっており、ほか 3 県の改正額及び引き上げ率も記載しています。

資料 14 は、平成 19 年以降の徳島県の特定最賃と四国内で共通する特定最賃の推 移を表示しています。

資料 15、16 は特定最賃に関するもので、資料 15 は、3 つの特定最賃にかかる改正の申し出の意向確認状況、資料 16 は、今年度の特定最賃の適用使用者数及び適用労働者数を記したものになります。

資料 17 は、内閣府発表の月例経済報告、日銀徳島事務所発表の徳島県金融経済概況、徳島経済研究所発表の徳島経済レポートの基調判断部分を記したものです。 上段が全国、中段と下段が徳島の状況を示しております。

直近の状況では、上段が月例経済報告、全国の状況になりますが「景気は、新型 コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直し の動きが続いているものの、一部で弱さが増している。」

中段の徳島県金融経済概況では、「徳島県内の景気は、基調としては持ち直しつ つあるが、新型コロナウイルス感染症の影響から、個人消費では弱い動きに拡がり がみられる。」

下段の徳島経済レポートでは、「新型コロナウイルス感染症の影響により、景気は厳しい状況が続いている。」

とされており、いずれも厳しい状況となっております。

資料 18 は、直近発表の徳島県の有効求人倍率の推移を表したグラフで、有効求人倍率は折れ線グラフにありますように4月は1.14倍となっており、平成25年7月以降94か月連続一倍台で推移している状況です。労働局といたしましては、徳

島県における雇用失業情勢について、「求人が求職を上回って推移しているものの、 求人が弱(よわ)含んでいる中、求職者が増加しており、新型コロナウイルス感染 症が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。」と判断しているところで す。

資料 19、20 は負債 1,000 万円以上の倒産件数と負債総額を表示した資料で、資料 19 が帝国データバンク徳島支店発表、資料 20 が東京商工リサーチ徳島支店発表となります。表の一番左が今年の件数になります。直近発表の倒産件数について、4 月はいずれも 2 件となっております。

資料 21 は、今年の春闘結果を賃金室で取りまとめたものです。厚生労働省発表は例年8月発表となっておりますので本年度は記載できておりません。

連合の5月10日集計では規模合計3,205組合で率1.81%、前年比0.12ポイントマイナスとなっております。経団連発表では大手企業89社で1.82%、前年比マイナス0.21ポイント、日経新聞の独自調査では385社で率1.82%前年比マイナス0.18ポイントとなっています。徳島県経営者協会につきましては、例年5月末頃に発表されておりますが、今年は把握できていないため赤字となっている部分は昨年のデータを記載しております。

資料22から24には、審議会関係の運営規程を添付しています。

資料 22 は「徳島地方最低賃金審議会運営規程」、資料 23 は「徳島地方最低賃金 審議会専門部会運営規程」、資料 24 は「徳島地方最低賃金のあり方に関する検討小 委員会運営規程」となっております。

資料に関する説明は、簡単ですが以上で終わらせていただきます。

#### 関口会長

ただ今の事務局の説明についてご質問はありますか。 また、全般的に何かご意見はありますか。

#### 川口委員

資料については特にありませんが、何分私も初めてなもので、先ほど会長と会長代理の方がおっしゃったように、全会一致で結審できればと思っております。ただ隣の香川県との差というのも前任者の方からも言われておりますし、そこをなんとか縮めていくような議論にしていければと思っております。以上です。

#### 関口会長

使側はいかがでしょうか。

#### 平島委員

資料に関しましては、国、あるいは県内の基調判断を毎回付けていただいているだろうと思います。ただ徳島経済レポートにしましても、調査対象数も限られておりますし、主要な企業のデータが中心となっています。我が県内は中小零細企業が多いものですから、それらの企業の厳しさというものを可能な範囲で皆さんに提示させていただきたいと思っています。時間との勝負になりますが、次までに我々が調べた状況をお示しできればと思っております。それから審議会に対する方針としては、昨年この厳しい中で3円上げたというのがございます。皆さん予想していなかった状況が1年半以上続いていて、まだ見通しも立たない状況です。データ的には大きく落ち込んでから上向いている状況ではありますが、厳しさとしてはまだまだだと思います。その辺をかんがみればプラスはありえないというのが今の正直な気持ちです。

## 関口会長

ありがとうございました。それぞれご意見をいただきましたので、今後の審議を通じて双方の認識を深めていきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次第2の「あり方検討小委員会の設置」の議題に移ります。

徳島地方最低賃金審議会運営規程第3条により、「会長は審議会の議決により、 特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指 名して小委員会を設けることができる。」となっておりますので、従前どおり「徳 島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会」を設けることにしたいと思いますが、 よろしいでしょうか。

#### (異議なし)

それでは、「あり方検討小委員会」を設けることとしまして、委員は、各側2名となっております。公益は先の打ち合わせで私と段野委員が担当することになりましたが、委員の経験の長い佐野委員にオブザーバーとして入っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

#### (異議なし)

ありがとうございます。労・使につきましてはこの場で、ご協議頂き、もしくは 決まっていれば、それぞれご報告いただきたいと思います。資料2に昨年の名簿を 付けております。

## 川口委員

川口と山本でお願いします。

#### 平島委員

使用者側は私と中村委員の2名にしたいと思います。

## 関口会長

わかりました。それでは徳島県最低賃金のあり方に関する検討小委員会の委員につきましては、公益が私と段野委員、オブザーバーとして佐野委員、労側は川口委員と山本委員、使側が平島委員と中村委員にお願いいたします。

それでは、次第3の「令和3年度の審議日程について」に移ります。

最初に、事務局より審議日程案について説明お願いします。

#### 事務局 (室長)

今年度の審議日程の予定等について説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

最低賃金改正決定の流れを付けております。

ここに記載されているのは、一番左が中央最低賃金審議会での目安審議、真中が 地方最低賃金審議会の地域別最賃審議、右側が地方最低賃金審議会の特定最賃審議 の一般的なフローチャートになります。委員の皆様方には、このフローチャートに 沿ったスケジュールで審議を進めていただくことになります。

資料4には、本年度の審議日程の案を付けております。また参考に令和元年度及び令和2年度の審議日程をつけています。令和元年度をつけているのは、最賃審委員の任期が一期2年となっており、1年目と2年目では若干日程に相違があり、今年度は1年目となりますので、前期1年目の元年度の日程が近くなるからです。

本年度の審議日程案につきましては、全委員にご出席いただく本審については赤色、特定最賃に関する予定は青色、県最賃に関する予定などを黒色で表示しています。緑色は実地視察です。

現在は、7月2日(金曜日)開催の第2回本審までを事務局で決めさせていただいております。第2回本審においては県最低賃金の改正諮問と特定最低賃金改正の必要性諮問を行うこととなっております。よって、例年のとおり特定最低賃金改正の申し出は6月25日(金曜日)までに事務局にご提出の程よろしくお願いします。

第3回本審以降については、6月21日に予定しているあり方検討小委員会で日 程調整を行っていただくこととなります。

第3回本審においては、中央最低賃金審議会の目安答申伝達を行い、同日開催の第1回県最賃専門部会から実質的な金額審議に入ることとなります。この中央最低賃金審議会の日程でありますが、現在のところの情報では、目安の諮問が6月22日(火曜日)にされ、その後、7月16日までに計4回の目安小委員会が開催され、中央最低賃金審議会の答申は7月16日(金曜日)夕方になるとされています。

現況では最短でも第3回本審は中賃目安答申の翌週の7月26日(月曜日)での 開催となろうかと思います。

また一方で県最賃の発効日の目標を例年 10 月 1 日とさせていただいておりますが、そのためには、改正額の答申を 8 月 5 日 (木曜日) にいただかなければならないこととなります。

資料7をご覧ください。これは地域最賃改正の答申から発効日までの最短日程を表したものになります。法律上、最低賃金審議会から答申をいただいた場合、その地域の関係労使はその答申に対する異議申し出をすることができるとされており、その申し出期間が15日間。その間に異議申し出があれば、その異議に対して審議会から答申をいただいた後、改正額を決定することとなります。そして官報公示を行い30日経過後に効力が発生することとなります。8月5日に答申をいただいた場合、異議申出の締め切り日が8月20日となり、その翌週月曜日の8月23日に本審を開催し、異議に対する審議をお願いし、答申をいただくこととなり、それを受けて、初めて局長が金額を決定。その当日午後2時までに官報公示手続きをすることによって9月1日に官報公示がされ、30日経過後の10月1日に発効となります。しかしながら改正額の答申が8月6日となりますと、発行日は10月2日とずれてしまうこととなります。

最終的な日程調整は6月21日に開催予定の「あり方検討小委員会」で行っていただくことになりますが、委員の皆様におかれましては、7月下旬から8月上旬に

第3回、第4回本審及び専門部会、そして8月23日から27日あたりで第5回本審が開催されることとなるとして勝手ながら予め日程確保をお願いできればと思っております。

特定最賃につきましては、例年異議審議を行う日の同日、午前中に特定最賃合同専門部会を開催し、必要性審議を行っています。その直後、開催される本審において金額改正諮問を行なわせていただき、意見公示期間 15 日経過後の9月下旬から10月中旬にかけて、各専門部会において金額審議を行っていただいております。資料8をご覧ください。特定最賃につきましては例年 12月 21 日発効となっていますが、この表のとおり12月 21 日発効とするためには、10月 21 日までに改正金額の答申をいただく必要があります。これ以降だと発効日が後ろにずれていくこととなります。

最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるという最低 賃金審議会令第6条5項を適用すれば、専門部会で全会一致の場合はそのまま審議 会の答申となりますが、全会一致とならなければ10月に本審を開催する必要があ ります。特定最賃の専門部会の日程については、特定最賃合同専門部会において調 整していただくことになります。

以上で、審議日程案等について説明を終わります。

#### 関口会長

ただ今の事務局の説明についてご意見はありますか。

#### 平島委員

今後の日程ですが、次のあり方委員会で決めるということでありますが、それまでにある程度使用者側の中で調整してその場に向かわないといけないということですか。この前、各人にメールで取っていただいた日程表が反映され、ある程度いつというのが決まっているのでしょうか。

## 事務局 (室長)

予定している日はあります。8月5日にはなんとか答申をお願いできないかということで、平島委員と川口委員にはお願いしたところです。できればその日の午後に本審を開けるようにと思っています。それと目安伝達ですが7月29日が委員の皆様が揃いやすいのかなと思っております。専門部会は間に1日入れなくてはいけませんが、それは専門部会の委員が決まってからということに

なると思います。事前にこの日はどうですかというのは、なるべく早くお知らせしたいと思います。8月5日は無理なお願いをしましたが、なんとか調整していただければということでお話しをさせていただきました。

#### 関口会長

ありがとうございます。平島委員、よろしいでしょうか。

## 平島委員

はい。

#### 関口会長

労側はどうですか。日程については。

## 川口委員

8月5日については日程を空けております。皆さんの出席の可能な日程で調整いただければと思います。

## 事務局 (室長)

事前にそれぞれの代表者の方に予定表をメールさせていただいて、それでご 検討いただけると話がスムーズになるかと考えておりますがいかがでしょうか。

#### 関口会長

私はわかりました。

では、その方向でどうぞよろしくお願いします。

事務局説明のとおり、次回の審議会は、7月2日(金曜日)とされていますが、 事務局は、以後の日程調整について説明をしてください。

#### 事務局 (室長)

第3回本審以降につきましては、先日委員の皆様からご提出いただきました「日程調整表」を参考にしまして、あり方検討小委員会でご検討いただき、日程調整の上、ご連絡させていただきます。

#### 関口会長

次に、次第4の「実地視察について」に移ります。 最初に、事務局より説明お願いします。

## 事務局 (室長)

資料9をご覧ください。

実地視察は、県最賃と特定最賃を毎年、交互に実施しており、昨年は特定最賃造作材等の適用事業場の実地視察を9月に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とさせていただきました。従って今年は昨年実施できなかった特定最賃造作材等の適用事業場となります。

先日の公益委員会議で、実施についてご意見をいただきましたが、実施するとなれば、実施先の事業場にコロナウイルス感染防止対策等の負担をかけることになりますし、万が一、感染者が出た場合、さらに大きなご迷惑をかけることになり、中止もやむを得ないのではないかとの意見でまとまっております。

## 関口会長

ただいまの事務局の説明についてご意見はありますか。

実地視察についてですが、昨年は特定最賃の造作材事業所でしたが新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止となりましたが、今年も徳島県内では落ち着いてきているとはいえ、全国的な状況を見るとまだまだ予断を許さない状況であると考えている次第ですがいかがでしょうか。

#### 平島委員

今おっしゃったように受け入れる企業側が大変なこともございますので、残念で すけれどやむを得ないと思います。

#### 川口委員

状況を見ますと、徳島は落ち着いていても全国的に見ると厳しいということもあります。受け入れていただけるところが大変厳しいのだろうなと思いますが、一応検討ということも考えていただけないかなという気持ちも少しあります。

#### 事務局 (室長)

しばらく様子を見まして、あり方検討委員会が6月21日にありますが、その時の状況で検討するということで。今の状況ですと、まだ徳島は5月の時点では新規

感染者はあまり出ていませんが、高知などは 27 人とありますので、いつ徳島もそうなるかわかりません。今回はとりあえず保留という形にして、 6 月 21 日のあり方で検討するということでよろしいでしょうか。

## 関口会長

みなさんいかがでしょうか。

それではこの件につきましてはあり方検討委員会において続けて審議すること にしたいと思います。

次にその他ですが、事務局より説明をお願いします。

## 事務局 (室長)

その他ということで、審議会運営規程の改正についてです。

3点ございまして、オンライン規定の追加、専門部会等の公開、議事録に関する 署名の廃止です。

1点目のオンライン規定の追加につきましては、テレビ会議システムを利用する 方法による会議の出席を認めることとするものです。ただし、現実としては物理的 な問題がありまして、予算等の措置もなく、審議会の会場で出席者全員のパソコン を準備することができません。また、出席者の方がご覧いただけるような大型のモニター等についてもありません。また、セキュリティ関係、傍聴人の方はどのよう な方法で参加するか等さまざまな課題がございます。今後ハード面が整って、オンラインでの開催が可能となった場合、現規定ではオンラインでの参加は認められませんので、時代の流れ等を見据えて、規定として定めておく必要はあるかと考えて おります。実際の運用に向けての第一段階であるとご理解いただければと思っております。

2点目の会議の公開についてですが、現在、本審については「会議の公開」についての規定があり公開としていますが、専門部会については規定もなく現状では非公開としています。全国的にも少しずつですが一部公開に向けた動きがあり事務局の案としましては、専門部会のなかで規定として定め、いきなり全面公開は難しいですが、一部公開に向けてあり方検討小委員会等で委員の皆様のご意見をお聞かせいただきながら検討していきたいと思います。

3点目の議事録に関する署名の廃止については、押印をなくすといった政府の方針によるもので、改正を行ったとしても、委員の皆様の確認は従来通り行うこととします。

以上、運営規程の改正について今後検討をしていきたいと考えております。

#### 関口会長

今の3点については報告ということでよろしいでしょうか。

#### 事務局 (室長)

案として示せるものができておらず、次回のあり方には案としてお示ししていきたいと考えております。専門部会の公開につきましては、他県の状況を見ながら進めていかなければ、全国で徳島だけ非公開となるという可能性があります。そういう方向で検討していただければと思います。

## 関口会長

ありがとうございました。今後そうした時代の情勢に徳島も合わせていく体制作りをするということで、皆様ご理解のほどをお願いします。

今の報告について何かご意見等ありますでしょうか。

## 関口会長

本日の審議事項は以上ですが、他に何かありますでしょうか。

#### 恵島委員

初めて出席させていただいているので、的外れな質問なら申し訳ありませんが、本日詳細な資料が配られていますが、毎回審議会のこのような資料は事前にいただくことは可能でしょうか。本日ご説明いただきましたが、やはり読み込んできたほうが、質問とか、もう少し聞きたいとか、発言できたのかなと思ったので質問させていただきました。

#### 事務局(室長)

おっしゃるとおりですが、資料は直前でないとできないというものも多々あります。例えば目安伝達があって金額審議に入る前に、徳島県内の未満率とか影響率が非常に重要になってきます。実は今、「最低賃金に関する基礎調査」というものをやっているところで、1,500件くらいの事業所を対象に今年の6月の給料を調査して集計して表を作ります。回収した調査票の点検作業をし、集計するとなるとどう

しても直前になってしまいます。それと、経済情報も最新のものをできるだけ付け たいということで、ぎりぎりまで待っています。資料の大半はすぐにできますが、 全部となると最新版を出したいということで直前になってしまいます。

## 恵島委員

できるものはいただけると、わかるものは事前にいただいたほうがいいのかなと思いましたが。

## 事務局 (室長)

わかりました。事前にできる資料というのは毎回ほとんど同じようなものになります。変わってくるのはおそらく月例経済報告とか基調判断、中賃の資料も中賃が終わってから送られてくるので、可能なものは先に提供したいと思います。

## 恵島委員

よろしくお願いします。

## 関口会長

ありがとうございました。この件も含めてあり方検討委員会で話し合うということにしたいと思いますが、恵島委員、よろしいでしょうか。

本日の審議項目は以上ですが、他に何かありますでしょうか。なければ、これをもちまして本日の審議は終了といたします。

#### (閉 会)